

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>一人ひとりの教育的ニーズに対応する</b>	<b>達成状況</b>	<b>A</b>
--------------	--------------------------	-------------	----------

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化しているため、指導に当たる教員の専門性や学級経営力をいかに高めるかが課題となっています。</li> <li>・ 通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、校内支援体制のさらなる充実を図るとともに、高等学校においては、外部機関及び支援人材の活用等による効果的な支援の在り方を検討する必要があります。</li> <li>・ いじめの態様が年々変容し、新たな問題も生じる中で、学校、家庭、地域において、いじめ防止への意識を高く保っていくことが求められています。</li> <li>・ 不登校や貧困など、子どもが抱える今日的課題に対して適切な支援が求められていることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。</li> </ul>

政策目標
<p>すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。</p>

主な取組成果
<p>児童支援コーディネーターをすべての小学校で専任化したことで、支援が必要な児童の情報を集約・整理し、より迅速に校内の教職員への共通理解を図ることができるようになりました。また、家庭訪問や電話連絡が適切に行われたことで、不登校児童の見取りが丁寧に行われるようになるとともに、保護者との連携が図りやすくなる等、学校全体の支援力・課題解決力が高まりました。</p> <p>医療的ケアを希望した14名の児童生徒への看護師派遣の実施や、特別支援学校・通級指導教室が、地域の小・中学校に助言・相談対応を行うセンター的機能の強化など、小・中学校における教育的ニーズに応じた児童生徒への支援の充実が図られました。</p> <p>スクールカウンセラーの全中学校への配置や、学校巡回カウンセラーの小学校・高等学校・特別支援学校への派遣により、児童生徒の心のケアや学校の相談活動の充実を図りました。また、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、課題解決に向け関係機関と連携を図りながら支援を行うなど、問題行動等の未然防止や早期対応につなげました。</p> <p>日本語を使った学校生活に不安がある児童生徒に対しての教育相談や、日本語指導等協力者の派遣による初期の日本語指導などにより、児童生徒の日本語能力の向上を図るとともに、心のケアや、保護者と学校の連携についての支援も行いました。</p> <p>これまで入学後の7月に支給していた新中学1年生への新入学児童生徒学用品費について、新入学準備金として入学前の3月に支給時期を変更するとともに、高等学校奨学金の申請基準と採用基準の乖離をなくし、申請基準を満たしたすべての生徒に奨学金を支給するなど、経済的理由により就学・修学が困難な児童生徒への支援の充実が図られました。</p>

参考指標					
※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。					
指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
児童支援活動推進校における支援の必要な児童の課題改善率	87% (H26)	88%	90%	90%	97%
児童支援活動推進校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（6月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)	
児童支援活動推進校における支援の必要な児童に対する支援の未実施率（小学校）	2.7% (H26)	4.5%	2.0%	3.4%	0%	
児童支援活動推進校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（6月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】						
個別の指導計画の作成率（小・中・高等学校）	56% (H26)	60%	65%	72%	70%	
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】						
いじめの解消率＊	小学校	60% (H25)	65.8%	78.7%	83.2%	80%
	中学校	86.2% (H25)	83.2%	87.1%	91.8%	90%
いじめが解消した割合（解消した件数／認知件数×100）【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】						
いじめに関する意識	小6	76.8% (H26)	77.0%	78.3%	77.9%	100%
	中3	62.2% (H26)	64.2%	66.4%	66.7%	100%
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
不登校児童生徒の出現率＊	小学校	0.34% (H25)	0.38%	0.41%	0.52%	0.30%
	中学校	3.65% (H25)	3.48%	3.34%	3.82%	3.47%
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合（不登校児童生徒数／全児童生徒数×100）【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】						

＊ 参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典もとの調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

### 主な課題

今後も、いじめ、不登校をはじめとするさまざまな課題に対して、校内支援体制の構築による組織的な支援とともに、専門機関との連携による支援を総合的に推進することが必要です。

特別支援学校や特別支援学級の在籍者をはじめ、支援を必要としている児童生徒が増加傾向にあり、支援ニーズも多様化していることから、担当教職員の専門性の向上などにより、それぞれの児童生徒の状況に応じた支援を充実させる必要があります。

新小学1年生への新入学児童生徒学用品費の入学前支給（新入学準備金）についても、円滑に実施する必要があります。

### 教育改革推進会議における意見内容

いじめに対する子どもの意識については、児童会などにおいても子どもが自分たちでできることを考えながら取り組んでいくことが必要であり、学校としても、豊かな人間関係を育む「共生・共育プログラム」について、引き続き取り組んでいってほしい。

特別な教育的ニーズのある児童生徒が増加していることや、配慮すべき内容も多様化・複雑化していることを把握することが大事であり、そのような現状把握ができていると思う。引き続き、現状把握をした上で、コーディネーターの配置や日本語指導の必要な子どもへの支援などを進めていってほしい。

教育の機会を確保する取組として、不登校については、単に学校に来ないことをいけないうことと捉えず、学校以外の居場所を整えることも重要であるため、適応指導教室のような取組は大事である。また、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施することも重要な取組の一つである。

### 今後の取組の方向性

いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」エクササイズ集(改訂版)に対応した職員研修の実施などの取組を進めます。また、警察や児童相談所等の専門機関と積極的に連携し、総合的な支援をしていきます。

「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育の対象児童生徒への支援を充実させ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。

適応指導教室での体験活動、ICTを活用した学習支援、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。

就学等支援事業において、平成31年度に新小学1年生となる就学予定者の保護者に対し、新入学準備金として新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施します。

施策1	支援教育の推進		
概要	すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指します。		

事務事業名	児童支援コーディネーター専任化事業		
担当課	指導課	関係課	
事業の概要	小学校における児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応じた支援体制を構築し、外部機関との連携や幼保との連携・中学校への引継ぎ、若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施します。		
	H27	H28	H29
事業計画	小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化	児童支援コーディネーター専任化の推進	➔
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校全校（113校）で児童支援コーディネーターの専任化を実施しました。</li> <li>● また、全5回の児童支援活動推進会議や児童支援コーディネーター研修（全6回、うち2回は悉皆研修）等の研修を実施し、外部機関との連携や、若手教員の育成など、コーディネーターが中心となった、適切な支援と教育の推進体制の構築を進めました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての小学校において児童支援コーディネーターを核とした校内支援体制の整備をさらに促進するため、児童支援活動推進会議等によるコーディネーター間の情報共有や各種研修の実施等により、教育的ニーズのある児童の支援の充実を今後も推進していきます。</li> </ul>			

事務事業名	特別支援教育推進事業		
担当課	指導課	関係課	
事業の概要	<p>第2期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を推進します。          共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムを構築します。          教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。          小・中・高等学校における支援体制を整備します。          教職員の専門性の向上を図ります。          相談や保護者支援のあり方を検討します。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	支援教育の理念の理解促進 特別支援教育サポーターの配置（120名） 小・中学校通級指導教室の課題への対応検討 入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 児童思春期病棟入院児童生徒への訪問指導の実施 中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事実施設計 特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信 高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会の設置 専門職（自立活動教員）の配置の検討 専門性を高めるための研修の実施 サポートノートの効果的な活用の推進 （仮称）こども心理ケアセンター内学級の教育課程の編成等開設準備	小・中・高等学校への状況に応じた特別支援教育サポーターの配置 小児がん等の入院児童生徒への訪問指導の実施 中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事 （仮称）こども心理ケアセンター内学級の開設	拡充された中央支援学校高等部分教室の供用開始 高等学校における支援体制の充実
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援教育サポーターについては、高校への拡充により、特別支援教育サポーター配置を21,310回実施し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実を図りました。</li> <li>● 情緒関連通級指導教室全10校にセンター的機能を担当する教員を配置し、小・中学校への支援を実施しました。</li> <li>● 小・中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への支援については、最大週2回（180分間）、希望した14名に看護師訪問を実施するとともに、支援のあり方について検討を進めました。</li> <li>● 教員の専門性を高めるため、特別支援学級担当者向け20回、通級担当者向け28回、特別支援教育コーディネーター向け13回の必修研修を実施しました。</li> <li>● 専門職の配置については、理学療法士及び看護師を田島支援学校に、作業療法士を中央支援学校に、言語聴覚士を聾学校に、それぞれ自立活動教員として配置しました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケアを必要とする児童生徒については、児童生徒の状況に応じた支援を実施できるよう、より一層の支援の充実に取り組んでいく必要があります。</li> <li>● 通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童生徒の支援の充実を目的に、言語通級指導教室においても専門性を生かした取組を推進します。</li> <li>● 高等学校における特別支援教育の充実について、より一層取り組んでいく必要があります。</li> <li>● 通級指導教室センター的機能を担当する教員や特別支援学校地域支援部の訪問等を通じて、教員の指導力向上やサポートノートの効果的な活用のさらなる推進を図ります。</li> </ul>			

事務事業名	共生・共育推進事業		
担当課	教育改革推進担当	関係課	
事業の概要	<p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。</p> <p>「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間実施の推進	→	→
	年間3回、担当者研修の実施	→	→
	研究推進校での効果測定についての検証	→	→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共生・共育担当者研修会を2回（4月、8月）開催しました。</li> <li>● 指導者育成の充実のため、エクササイズ集の改訂を行うとともに、校内研修等（のべ36回）を実施しました。</li> <li>● 研究協力校17校において効果検証等の調査研究を行いました。研究協力校情報交換会を開催し、学校での取組を支援しました。</li> <li>● いじめ、不登校等の未然防止と早期発見・解決のための「効果測定」の活用を推進しました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● プログラムの効果的な実践には教職員の理解や、継続のための校内体制づくり、エクササイズで学んだことの日常化・定着化が必要なので、引き続き担当者研修会や要請訪問研修を行います。</li> </ul>			

事務事業名	児童生徒指導・相談事業		
担当課	総合教育センター	関係課	教育改革推進担当
事業の概要	<p>スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。</p> <p>子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との連携により問題の解決を支援します。</p> <p>組織的に対応する校内体制づくりや、地域や関係機関等との連携を推進し、児童生徒理解・相談体制の充実を図ります。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置	→	→
	市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣	→	→
	各区1名のスクールソーシャルワーカーの配置	→	→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立中学校全52校にスクールカウンセラーを配置し、小学校・特別支援学校へは学校からの要請に応じて、市立高等学校全5校へ週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラー7名を派遣し、課題を抱えた児童生徒達への支援として、相談活動を行いました。</li> <li>● 各区に1名以上（川崎区に2名。計8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校における様々な相談のニーズに迅速かつ適切に対応するために、専門性を生かした相談体制を維持・拡充する必要があります。今後も、学校や家庭において様々な課題を抱え生活している児童生徒、保護者に対し、カウンセラーによる心理面からの支援、児童生徒が置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーによる支援を継続して取り組みます。また、組織的に関わるための校内相談体制の充実を図り、地域・関係機関・関係部署との連携強化について取り組みます。</li> </ul>			

事務事業名	適応指導教室事業		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所（安心安全感を得る場所）として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるよう取り組みます。		
	H27	H28	H29
事業計画	市内6箇所での適応指導教室の運営	→	
	メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置	→	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内6箇所の適応指導教室を、不登校の状態にある児童生徒が安全に安心して過ごす場所として、また自分らしく居られる心の居場所として運営し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行いました。小集団による体験活動や学習活動等を通して、不登校の状態にある児童生徒の自尊感情を高めることや自主性を育むこと等、学校や社会への復帰につながる支援をしました。通級する児童生徒の中で、年度途中で学校へ登校できるまでの状態に改善した者もあり、中学3年生は、就学・進学等、進路を決定することができました。</li> <li>● 平成29年度は13名のメンタルフレンド（学生ボランティア）が、通級している児童生徒の活動支援を週1回程度行いました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校の状態にある児童生徒の教育の機会として、また、安全に安心して活動できる居場所として、市内6箇所の適応指導教室の運営を継続しながら、不登校の状態の改善に向けた機能をさらに充実させる必要があります。学校をはじめとした関係諸機関等との連携を強化し、児童生徒の様態や環境に応じた支援につながるよう取り組みます。</li> </ul>			

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	<p>総合教育センターを中心に、区・教育担当、各学校と連携した相談・就学体制づくりを進めます。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣します。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	<p>海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の充実</p> <p>日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の推進</p> <p>帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施</p> <p>国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた準備</p>	<p>国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施</p> <p>小・中・特別支援学校における特別の教育課程の実施に向けた検討</p>	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語指導が必要な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進め、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施し、176名の相談活動を行いました。</li> <li>● 初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援として、日本語指導等協力者を新規に182名派遣しました。</li> <li>● 日本語指導や学校生活への対応支援を充実させるために、帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を年2回（7月・1月）と、国際教室担当者連絡協議会（6月・12月）を実施しました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談は年々増加する傾向にあり、それに伴い、日本語指導等協力者の派遣件数も急激に増加しています。引き続き、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を充実させていくために、日本語指導等協力者派遣事業の充実を図るとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めていく必要があります。</li> <li>● 日本語指導や学校生活への対応支援を充実させるために、今後も帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会、国際教室担当者連絡協議会を継続し、内容の充実を図ります。</li> </ul>			



事務事業名	就学援助・就学事務		
担当課	学事課	関係課	
事業の概要	<p>経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。 学校教育法等法令に基づき、学齢児童及び生徒の就学事務を行います。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給		→
	学齢簿のオンライン化準備	学齢簿のオンライン化	→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学援助について、引き続き、全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認を行うことにより、援助を必要とする方への確実な援助費の支給を実施しました。</li> <li>● これまで7月に支給していた新入学児童生徒学用品費について、平成30年度に新たに中学校1年生となる児童の保護者に対して、中学校入学前の3月に支給しました。</li> <li>● 就学事務について、平成29年1月から、住民基本台帳システムと連携する「就学事務システム」（学齢簿のオンライン化）の本稼働を開始し、事務の正確化・効率化を推進しています。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学援助について、およそ1万人分の認定者への支給手続が、各小・中学校及び学事課の事務処理として大きな負担となっているため、今後就学援助システムを導入することにより、就学援助の申請手続の簡略化、認定・支給事務の円滑化・効率化を進めます。</li> <li>● これまで7月に支給していた新入学児童生徒学用品費について、平成31年度に新たに小学校1年生となる就学予定者の保護者に対しては、小学校入学前の3月に支給する予定です。</li> <li>● 就学事務について、平成29年1月から本稼働した「就学事務システム」により、事務の正確化・効率化を推進します。</li> </ul>			

事務事業名	奨学金認定・支給事務		
担当課	学事課	関係課	
事業の概要	<p>経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。 経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学金を貸与します。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	高校奨学金及び大学奨学金の制度見直し検討		→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高等学校奨学金について、平成29年度は、申請基準を満たした奨学生224名（入学支度金）、780名（学年資金）を採用し、奨学金を支給しました。</li> <li>● 大学奨学金について、平成29年度の採用者10名を含めた計37名の奨学生に対し、奨学金を貸付しました。また、政令指定都市を中心とした他都市の状況や課題を文書で照会し、制度見直しに関する検討を進めました。</li> </ul>			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高等学校奨学金については、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策であるため、今後についても、申請基準を満たした生徒に対して奨学金を支給していきます。</li> <li>● 大学奨学金については、国の奨学金制度と併用している方が多いことを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他都市の制度を調査・分析しながら見直しを視野に入れた検討を行います。</li> </ul>			